

問 石岡保健センター TEL 24-1386 八郷保健センター TEL 43-6655

妊娠中・子育て中のみなさん

行事名	対象者	日にち	時間	会場
マタニティスクール (要申込)	バースビクス	20日(金)	9:30～12:00	八郷保健センター
	パパママスクール	16日(月)	8:30～12:00	
4～5か月児健診	令和元年7月生	3日(火)	12:50～13:20	石岡保健センター
1歳児健康相談	平成30年12月生	6日(金)	12:50～13:20	八郷保健センター
1歳6か月児健診	平成30年5月生	17日(火)	12:50～13:20	石岡保健センター
2歳児母子歯科健診	平成29年9月生	18日(水)	12:50～13:20	石岡保健センター
3歳児健診	平成28年9月生	25日(水)	12:50～13:20	石岡保健センター
子育て相談室 (要申込)	妊産婦・乳幼児	月～金 (祝日を 除く)	9:00～16:00	子育て世代包括支援センター 石岡 TEL 24-1390 八郷 TEL 43-6655

こころの健康

精神デイケア (要申込)

■日にち：11日(水) (八郷保健センター)

■時間：9:30～11:00

こころの健康相談 (要申込)

■日にち：4日(水) (八郷保健センター)

16日(水) (石岡保健センター)

■時間：13:30～15:30

こころといのちの電話相談

■日にち：10日(火)

■時間：9:00～12:00・13:00～16:00
TEL 43-6655 (八郷保健センター内)

健康相談・健診結果説明会 (要申込)

■日にち：9日(水) (八郷保健センター)

19日(水) (石岡保健センター)

■時間：9:30～11:00

内科・小児科緊急診療

問 石岡市医師会病院 TEL 23-3515

〈休日〉1・8・15・22・29・30・31日

受付：9:00～11:30・13:00～15:30

〈夜間〉1・7・8・14・15・21・22・28・29・30・31日

受付：18:00～21:30

休日診療 (休日診療当番医)

受付：9:00～11:30・13:00～15:30

<外科>

日にち	当番医	電話番号
1	石岡循環器科脳神経外科病院	58-5211
8・15・22	石岡市医師会病院	22-4321
29	府中クリニック	22-2146
30	石岡第一病院	22-5151
31	山王台病院	26-3130

<歯科>

日にち	当番医	電話番号
29	医) 佳愛会千葉歯科クリニック	22-5752
30	はせがわ歯科医院	59-6161
31	あおば歯科	26-0992

広告掲載欄

広告掲載欄

12月の各種相談

法律相談 (1人30分)

日時 / 3・10・17・24日
午後1時〜4時 (要申込)

場所 / 石岡市役所 (3日のみ)
八郷総合支所

行政相談・登記相談・
許認可相談

日時 / 5日 困午後1時〜3時
場所 / 石岡市役所

秘書広聴課 (本庁)
Tel 23・7274

女性のための困りごと相談

日時 / 12・19・26日 困 (要申込)
午後1時30分〜4時

場所 / 石岡市役所
政策企画課 (本庁)
Tel 23・7277

休日納税相談

日時 / 7・14・21日 困
午前9時〜午後4時

夜間納税相談
日時 / 4・11・18・25日 困
午後5時15分〜7時

場所 (共通) / 石岡市役所
収入納対策課 (本庁)
Tel 23・7296

心配ごと相談

日時 / 13・27日 困
午後1時〜3時

場所 / 国府地区公民館
日時 / 5・19日 困
午後1時〜3時

場所 / 農村高齢者センター
※受付は午後2時30分まで

社会福祉協議会
Tel 22・2411

身体障害者(児)・戦傷病者
補装具等巡回相談

日時 / 18日 困
午後1時30分〜3時

場所 / ワークヒル土浦
社会福祉課 (本庁)
Tel 23・5569

家庭教育相談

日時 / 相談者と相談の上決定
(要申込)

生涯学習課 (支所)
Tel 43・1111

お詫びと訂正

広報石岡10月15日号9ページ「放射線量」の記事の中で単位をmSv/hと表記しましたが、正しくはμSv/hです。お詫びして訂正します。

生活ホットライン 身近な消費生活トラブルの予防と対策

『チケット不正転売
禁止法』って？

消費生活センター
(市役所本庁舎内) Tel 22-2950
受付時間 / 月〜金の午前10時〜正午
午後1時〜4時30分

法律(略称チケット不正転売禁止法)が施行されました。

興業主等の販売価格を超える価格で反復継続の意思をもって有償譲渡(販売)する行為です。業者のみならず個人も含まれます。

「特定興業入場券」とは？
不特定多数の人に販売され、かつ次の3つの要件を満たしていなければなりません。

これら規制に違反した場合、1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金またはその両方が科せられます。

①売買契約の締結に際し、興業主の同意のない有償譲渡を禁止する旨を明示し、その旨を興業入場券の券面(電子チケットは映像面)に表示していること。

「特定興業入場券の不正転売」を目的とする譲り受けでなければ問題はありません。

②興業が行われる特定の日時・場所・座席(座席指定でない場合は入場資格者)が指定されたものであること。

ただし、非公式な販売サイトでの売買は様々なリスクを伴います。

③座席が指定されている場合、購入者等の氏名と連絡先(電話番号、メールアドレス等)を確認する措置が講じられており、その旨を券面等に表示していること。

売買の際は、興業主の許可を受けた公式なりセールサイトを利用することをお勧めします。

2019年の秋のラグビーワールドカップは日本中に大興奮を巻き起こしました。スタジアムに行つて応援したかったと思つた人も多かったことでしょう。また2020年の夏には、東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。2019年6月14日『特定興業入場券の不正転売の禁止等による興業入場券の適正な流通の確保に関する』

「特定興業入場券の不正転売」とは？
興業主等の事前の同意を得ないで特定興業入場券を

「特定興業入場券の不正転売」とは？
興業主等の事前の同意を得ないで特定興業入場券を

